

令和7年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約にかかる契約締結の状況

津山圏域資源循環施設組合契約規則では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定めるシルバー人材センター等と随意契約をしたときは契約締結状況の公表をするよう定めています。

No.	契約締結状況の公表					
	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約金額（円）	契約相手方の氏名又は名称及び住所	契約相手方を選定した理由
1	津山圏域クリーンセンター敷地内法面管理等作業委託及び津山圏域クリーンセンター多目的広場維持管理等作業委託	令和7年4月1日	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5,680,000	公益社団法人 津山市シルバー人材センター 津山市井口2 1 - 1	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであるため。
2	津山圏域クリーンセンター敷地管理作業委託	令和7年4月1日	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	863,500	社会福祉法人 津山みのり学園 津山市二宮9 9 9 - 5	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設であるため。